吸収分割にかかる事前開示書類

2022年1月31日

株式会社交換できるくん

#### 吸収分割にかかる事前開示書類

東京都渋谷区東一丁目 26 番 20 号 株式会社交換できるくん 代表取締役社長 栗原 将

株式会社交換できるくん(以下、「分割会社」といいます。)と当社の完全子会社である株式会社 KD サービス(以下、「承継会社」といいます。)とは、2022年1月14日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2022年4月1日として、分割会社が営む住宅設備機器の交換工事にかかる施工事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割(以下、「本吸収分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条の規定に基づく開示事項は、以下のとおりです。

#### 1. 吸収分割の内容

別紙1「吸収分割契約書」に記載のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項

承継会社は、分割会社の完全子会社であることから、本吸収分割に際し、対価としての株式の割当及びその他の金銭等は交付いたしません。

- 3. 分割会社及び承継会社に関する事項
- (1) 分割会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度にかかる計算書類等は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」によりご覧いただけます。

- (2) 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容該当事項はございません。
- (3) 承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

承継会社の確定した最終事業年度はございません。承継会社のその成立の日における貸借 対照表の内容は別紙2のとおりです。

- (4) 承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容 該当事項はありません。
- (5) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容該当事項はありません。
- 4. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社においては、いずれも本吸収分割の効力発生日における資産の額は 負債の額を上回っていることが見込まれ、また、本吸収分割の効力発生日後における債務の 履行に支障を及ぼすような事象の発生及びその可能性は現在までのところ認識されておりま せん。よって、本吸収分割の効力発生日以後に各社が負担すべき債務については履行の見込 みがあると判断しております。

5. 分割会社において最終事業年度の末日以後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

分割会社において最終事業年度の末日以後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他 の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

以上

別紙1

# 吸収分割契約書



株式会社KDサービス(以下、「甲」という。)及び株式会社交換できるくん(以下、「乙」という。)は甲と乙との吸収分割(以下、「本件分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

## (吸収分割)

第1条 甲及び乙は、吸収分割の方法により、乙の住宅設備機器の交換工事にかかる施工事業(以下、「本件事業」という。)に関する権利義務を甲が承継し、乙は、甲にこれを承継させる。

## (承継する権利義務)

- 第2条 甲は、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」記載の本件事業に関する資産、債務、 雇用契約その他の権利義務を乙から承継する。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。
  - 2 本件分割による乙から甲への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとする。
  - 3 甲が承継する権利義務のうち、その移転のために登記、登録、通知、承諾、その他の手続を 必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについては、乙は甲と協力してその手続を行 うものとする。

## (対価の交付)

第3条 甲は、本件分割に際して、株式、金銭、その他一切の対価を乙に対して交付しない。

#### (資本金及び準備金の額に関する事項)

第4条 本件分割に際して、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### (効力発生日)

第5条 本件分割がその効力を生ずる日(以下、「効力発生日」という。)は、2022年4月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要ある場合は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

#### (分割承認総会)

- 第6条 甲は、会社法第796条第1項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行うこととする。
  - 2 乙は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件分割を行うこととする。

### (善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それ ぞれの業務を執行し、かつ一切の財産の管理及び運用をなすものとし、その財産又は権利義務 に重大な影響を及ぼす行為をなす場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを実 行する。 (競業避止義務の免除)

第8条 乙は、本件分割の効力発生後においても、甲に対して会社法第21条第1項の競業避止義務を 負わないものとする。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第9条 本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲もしくは乙いずれかの財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ、もしくは当該事態が生じていることが判明した場合には、甲乙協議し合意の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本件分割の効力等)

第10条 本契約は、法令に定める関係官庁等の承認を得られない場合又は前条の規定により本契約が 解除された場合は、その効力を失うものとする。

(協議)

第11条 本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙各自記名捺印の上、甲が原本を、乙はその写しを保有する。

2022年1月14日

甲:東京都渋谷区東一丁目26番20号 株式会社 K D サービス 代表取締役 酒井 克知



全紅化美田

乙:東京都渋谷区東一丁目26番20号 株式会社交換できるくん 代表取締役 栗原 将



会社代表印





# 承継権利義務明細表

本件分割により、甲が乙から承継する権利義務は、効力発生日において本件事業に属する次に記載する権利義務とする。

また、承継する権利義務のうち資産及び負債については、2021 年9月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

- 1. 承継する資産 該当なし
- 2. 承継する負債 該当なし
- 3. 雇用関係等

乙は、本件分割により、本件事業に従事する乙の従業員との間で締結されている雇用契約に基づく 権利義務を、本件分割の効力発生日以後、甲へ承継させる。

4. 知的財産権

法令上承継が可能な本件事業に属する一切の知的財産権等。

5. 許認可等

法令上承継が可能な本件事業に属する一切の許可、認可、承認、登録、届出等。

6. 承継するその他の権利義務

本件事業に属する業務委託契約、リース契約、その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

(単位:百万円)

資産		負債・純資産	
項目	金額	項目	金額
流動資産	50	負債	_
		純資産	50
合計	50	合計	50